

特集1

私たちの大切な

税金の話

税金は、子育て支援や教育・福祉の提供、道路や公園の整備、ごみの収集など私たちが暮らしていくうえで必要な社会共通の費用をまかなうものであり、私たちの生活を支えています。



市税ってどんな種類があるの？

主な市税の種類

個人の市民税

1月1日に市内に住所がある人を対象に、県民税とあわせて課税されます。
※現在、「横浜みどり税」(年間900円)と復興特別税(同500円)が上乗せされています。



固定資産税

1月1日に市内に固定資産(土地・家屋など)を所有している人を対象に課税されます。



軽自動車税

4月1日に原動機付自転車や軽自動車などを所有している人を対象に課税されます。



詳しくはこちら [横浜市 税金 検索](#)

市税納期カレンダー

※各月の末日が納期限です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1期	全期	1期	2期	2期		3期		3期	4期	4期	
		市民税(給与・年金からの天引きの場合は除く)				固定資産税・都市計画税		軽自動車税			

よくある質問



Q 所有していた家と土地を令和4年2月に売却しましたが、4月に固定資産税の納税通知書が届きました。なぜ届いたのでしょうか？

A 固定資産税は、毎年1月1日現在の登記簿上の所有者に課税されるからです。1月2日以降に所有者が変わった場合でも、令和4年度の固定資産税は、引き続き元の所有者に納付していただきます。



どんどん便利になってます！

納付方法

クレジット納税、口座振替、コンビニ・金融機関窓口での納付のほかに

スマホ決済(2つのアプリが追加)

スマートフォン・タブレットに対応アプリをインストールし、納付書のバーコードを読み取ると納付できます。

[対応アプリ: PayPay、LINE Pay、PayB、FamiPay、au PAY]

[横浜市 スマホ決済 検索](#)



市税証明

郵送・窓口などのほかに、**スマートフォンで申請できます**

市・県民税の課税(非課税)証明書と納税証明書の申請がスマートフォンでできるようになりました。申請にはマイナンバーカードが必要です。(申請内容などによっては、ご利用いただけない場合があります。)

[横浜市 税証明 検索](#)



納めないとなんになるの？

税金は納期限内に納付していただくことが原則です。納期限を過ぎて未納があれば、督促状を送付します。納期限内に納付している人との公平性を保つため、納期限を過ぎて滞納となった場合は、差押処分を含む滞納整理を進めています。

督促状が届いても放置しておく...

財産があるにもかかわらず滞納した場合は、法令に基づきその財産は差し押さえられます。



- 通知や督促状が届いたら、そのままにせず、速やかに納めましょう。
- 納期限の翌日から、延滞金が計算されます。
- 災害や病気などにより納税が困難で、一定の要件に該当する場合は、市税の減免や納税の猶予が受けられることがあります。納期限内に、税務課にて相談してください。

ほとんどの皆さんは納期限内に納付しています。市税は必ず納期限内に納付しましょう。